

## 令和 5 年度 犯罪被害者等支援施策一覧

連番 (再掲)	長野県犯罪被害者等支援推進計画		実施状況等			担当課
	施策	施策の概要	R5事業内容	当初予算額 (千円)	R4事業実績	
<b>施策の柱 1 総合的な支援体制の整備</b>						
<b>(1) 支援体制の整備</b>						
1	「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置	「犯罪被害者等総合支援窓口」を設置し、窓口には社会福祉士等の資格を持つ職員を配置して対応能力の強化を図ります。また、求められる支援の内容は、事件発生からの時間経過とともに変わっていくため、県警、民間支援団体、県、市町村の相互の連携を促進し、適切な支援を途切れることなく提供する体制を整えます。	○犯罪被害者等総合支援窓口において被害者等からの相談等に対応し、関係機関、団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、適切な支援を受けられるよう、総合的な対応を実施		○条例の施行に合わせて犯罪被害者等総合支援窓口を設置し、被害者等からの相談に対応 ・相談件数：20件	人権・男女共同 参画課
2	長野県犯罪被害者支援連絡協議会の運営	犯罪被害者等支援は多岐にわたっていることから、関係機関の連携が必要です。このため、「長野県犯罪被害者支援連絡協議会」を開催し、必要な情報共有と適切な支援につなげていく体制を整えます。	○関係機関・団体等との連携を強化		○長野県犯罪被害者支援連絡協議会総会 ・参加機関・団体数：会員のうち38機関・団体 ○被害者支援に関わる講演会の実施 ○会報の発行 ・発行数：2回 ○警察署単位の被害者支援ネットワーク会議の実施 ・実施数：県下において11会議（15警察署）	警察本部警務課
3	「被害者支援ノート」を活用した相談・支援体制の充実	「被害者支援ノート」を活用し、「被害者と相談窓口担当者」や「関係機関の担当者間」の速やかな情報共有を図り、必要な支援の実施、適切な窓口への案内を実施します。	○「犯罪被害者等のためのノート」を作成し、関係機関・団体に配布するとともに県のホームページに掲載	100	○「被害者支援ノート」の作成に向けて関係機関、団体との調整を実施	人権・男女共同 参画課
4	支援従事者向け手引きの作成・配布	犯罪被害者等が必要とする情報（各種手続、支援制度、相談窓口等）を網羅した手引を作成し、市町村や関係機関等へ配布し周知を図り、連携の強化及び支援の充実に努めます。	○「犯罪被害者等支援ハンドブック」を改訂し、市町村を始めとした関係機関、団体に送付するとともに県のホームページに掲載	53	○令和3年11月に改訂した「長野県犯罪被害者支援ハンドブック」を活用（市町村や関係機関・団体に配布済み）	人権・男女共同 参画課
5	長野県犯罪被害者等支援連携会議の開催	関係機関同士の連携を強化し、県の「犯罪被害者等総合支援窓口」及び市町村の「犯罪被害者等総合対応窓口」の機能の充実を図るため、長野県犯罪被害者等支援連携会議を開催します。	○連携の強化に向けて認定NPO法人長野犯罪被害者支援センターと連携し、市町村支援担当者向けの研修会を開催して、連携した取組について共有		○長野県犯罪被害者支援連絡協議会、支援者向け研修会等、様々な機会を捉えて条例等について説明し連携体制について共有	人権・男女共同 参画課
<b>(2) 民間支援団体に対する支援</b>						
6	民間支援団体の活動への支援	民間支援団体が開催する犯罪被害者支援に資すると考えられる講演会等について、各種媒体を活用し広報するなどして、民間支援団体の活動を支援します。さらに、市町村や関係機関・団体等に対し、民間支援団体との連携・協力を働きかけ、県内における途切れることのない支援を促進します。	○認定NPO法人長野犯罪被害者支援センターと連携し、市町村担当者向け研修会を開催し、センターとの連携した取組について共有（人権・男女共同参画課） ○各種機会を活用した長野犯罪被害者支援センターの周知（警察本部）	300	○認定NPO法人長野犯罪被害者支援センター支援員養成講座チラシを掲示（人権・男女共同参画課） ○犯罪被害者週間、ホンデリング活動等を通じて、長野犯罪被害者支援センターを周知（警察本部）	人権・男女共同 参画課 警察本部警務課
7	民間支援団体が行う研修等への支援	民間支援団体等が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力をします。	○各種研修への助言、講師派遣等の協力		○長野犯罪被害者支援センター支援事業員に対する養成研修を実施 ○各種広報啓発への協力	警察本部 警務課
8	早期援助団体の財政・人的基盤確立に向けた協力	早期援助団体が安定した財政基盤のもとで充実した活動ができるよう、財政的援助の充実に努めるとともに、同団体の財政的・人的基盤の確立に向けた協力をします。	○長野犯罪被害者支援センターへの財政的・人的基盤の確立に向けた協力	2,200	○長野犯罪被害者支援センターに補助金を交付 ・交付金額：2,200千円	警察本部 警務課
9	早期援助団体に対する情報提供制度の運用	犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援において犯罪被害者等の秘密が守られること等を十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めます。	○犯罪被害者等早期援助団体（長野犯罪被害者支援センター）への情報提供		○犯罪被害者等早期援助団体（長野犯罪被害者支援センター）への情報提供 ・情報提供件数：5件	警察本部 警務課
<b>(3) 人材の育成</b>						
10	市町村担当者への研修会等の開催	市町村へ犯罪被害者等支援施策の好事例の紹介等、情報を提供するとともに、市町村担当者を対象とした研修会等を開催し、担当者の対応力等の強化充実に努めます。	○認定NPO法人長野犯罪被害者支援センターと連携し、市町村支援担当者向けの研修会を開催	300	○警察庁との共催により、市町村担当者も含む犯罪被害者等支援者向け研修会を「理事者・幹部職員向け」、「担当者向け」の2回に分けて実施 ・総参加者数：237名	人権・男女共同 参画課
11	支援従事者を対象とした研修等の実施	支援従事者を対象とした研修会などの開催や、市町村、関係機関・団体等の開催する研修等に講師を派遣し、犯罪被害者等の現状、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止に関する理解の増進を図ります。	○上記研修会を開催するほか、関係機関・団体等が開催する研修等に講師を派遣（人権・男女共同参画課）		○上記研修会の開催（人権・男女共同参画課） ○認定NPO法人長野犯罪被害者支援センター支援員養成講座に職員を講師として派遣（人権・男女共同参画課） ・派遣回数：1回 ○長野犯罪被害者支援センター支援事業員に対する養成研修を実施（警察本部）	人権・男女共同 参画課 警察本部警務課
12	男女共同参画センターにおける配偶者等からの暴力に関する相談及び情報提供等	複雑化、多様化する相談に対し適切に対応するため、相談員の研修会を実施し、専門性の向上に努めます。	○市町村等で相談業務にあたる担当者の資質向上を図るための研修を開催	150	○市町村等で相談業務にあたる担当者の資質向上を図るための研修及び事例検討会を開催 ・研修：2回（参加者数66名） ・事例検討会：1回（参加者数17名）	人権・男女共同 参画課
13	「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」における支援	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」では、総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ります。 被害者に寄り添った相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付き添い、医療費の補助等）が実施できるよう、スキルアップ研修の実施等を通じて相談員の育成を行います。	○電話、メール、面談により被害者の状況やニーズを丁寧に把握するとともに、支援の選択肢を示しながら支援をコーディネートし、必要な支援を行う関係機関に確実につなぐ。 ○被害者に寄り添った適切な支援を実施できるよう、支援員向けの研修を開催するとともに、内閣府等が開催する研修等に参加する。	20,523	○窓口で24時間・365日相談を受け、各種支援の実施 ・新規相談件数：113件（うち21件については直接支援（面談、医療支援、心理的支援、法的支援等）を実施） ○支援員向けの研修の開催等 ・研修の開催：4回 ・内閣府等開催の研修等への参加：5回	人権・男女共同 参画課
14	警察職員の採用時、昇任時等に犯罪被害者等支援に関する教養の実施	採用時、昇任時及び捜査に従事する者を対象とした専科等の各種教養時に、犯罪被害者等支援の体験記等を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者及び被害少年への支援要領、民間被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行います。	○採用時、昇任時及び捜査に従事する者を対象とした専科等の教養時に、犯罪被害者等支援の必要性及び性犯罪被害者への支援要領等について教養を実施		○被害者支援専科、性犯罪捜査専科、各種任用科等の教養時に、被害者支援に係る教養を実施 ・教養対象者数：193人	警察本部 警務課・人身安全少年課・捜査第一課



連番 (再掲)	長野県犯罪被害者等支援推進計画		実施状況等			担当課
	施策	施策の概要	R5事業内容	当初予算額 (千円)	R4事業実績	
<b>施策の柱2 相談・情報提供の充実</b>						
<b>(1) 相談及び情報の提供等</b>						
15 (1)	「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置【再掲】	「犯罪被害者等総合支援窓口」を設置し、窓口に社会福祉士等の資格を持つ職員を配置して対応能力の強化を図ります。また、求められる支援の内容は、事件発生からの時間経過とともに変わっていくため、県警、民間支援団体、県、市町村の相互の連携を促進し、適切な支援を途切れることなく提供する体制を整えます。	○犯罪被害者等総合支援窓口において被害者等からの相談等に対応し、関係機関、団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、適切な支援を受けられるよう、総合的な対応を実施		○条例の施行に合わせて犯罪被害者等総合支援窓口を設置し、被害者等からの相談に対応 ・相談件数：20件	人権・男女共同 参画課
16	市町村における総合的対応窓口の周知等	市町村における施策の策定や実施に必要な情報を提供するとともに、犯罪被害者等が求める支援にスムーズにつながるよう、市町村における総合的対応窓口の周知を図ります。	○「長野県犯罪被害者等支援ハンドブック」や「犯罪被害者等のためのノート」等の配布物に市町村の総合的対応窓口を記載 ○市町村からの施策の実施に関する相談に随時対応		○市町村からの条例の制定や施策の実施に関する相談に随時対応	人権・男女共同 参画課
17	県警察及び民間支援団体と県、市町村との相互連携の促進	犯罪発生直後から犯罪被害者等支援を実施する警察、犯罪被害者等早期援助団体である「認定特定非営利活動法人 長野犯罪被害者支援センター」と各種行政サービスの窓口である県、市町村その他関係機関の相互の連携を促進し、支援の充実を図ります。	○県、市町村、センターの連携・協力の促進を図るため、認定NPO法人長野犯罪被害者支援センターに「市町村における犯罪被害者等支援業務」を委託	300	○センターと市町村との連携促進を図るための施策の検討	人権・男女共同 参画課
18	警察相談専用電話「#9110」番の周知等相談体制の充実	全国統一の警察相談専用電話「#9110」番、性犯罪被害相談、少年相談等の個別の相談窓口の周知を図るとともに、性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置、交通事故被害者等からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図ります。	○警察相談専用電話「#9110」、性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」等相談窓口の周知	46	○警察相談専用電話「#9110」、性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」等相談窓口の周知するため、各種関係機関においてポスターを掲示し、イベント等でチラシやポケットティッシュ等を配布	警察本部 警務課
19	海外における犯罪被害者等への国内支援に関する情報提供	海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等に対し、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努めます。	○警察庁と連携した情報収集 ○国内における支援に関する情報提供等、関係機関・団体と連携した各種支援活動		○警察庁と連携した情報収集や、関係機関・団体と連携した支援体制を構築 ○県内邦人関係者に対する支援なし	警察本部 警務課
20	地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進	捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進します。	○被害者の要望による訪問・連絡活動等の効果的な実施 ○電話でお金詐欺被害、高齢者交通事故防止対策を視野に入れた巡回連絡の実施 ○子どもに係わる犯罪の未然防止対策		○巡回連絡時に併せ、被害者の心情に配慮した被害者宅への訪問活動を実施 ○巡回連絡時に、高齢者を対象とした電話でお金詐欺被害、交通事故防止等の未然防止活動を実施 ○子どもを対象とした犯罪被害等の防止のため、関係機関や地域住民と連携した安全確保のための見守り活動等の諸対策を実施	警察本部 地域課
21 (3)	「被害者支援ノート」を活用した相談・支援体制の充実【再掲】	「被害者支援ノート」を活用し、犯罪被害者等が各窓口等で同じ説明を何度も繰り返さなければならない負担を軽減するとともに、犯罪被害者の状況を関係機関が情報共有し、必要な支援の実施、適切な窓口への案内を実施します。	○「犯罪被害者等のためのノート」を作成し、関係機関・団体に配布するとともに県のホームページに掲載	100	○「被害者支援ノート」の作成に向けて関係機関、団体との調整を実施	人権・男女共同 参画課
22	弁護士による無料法律相談	被害者等支援に精通している弁護士による初回の法律相談を無料で受けられる体制を構築し、犯罪被害者等が抱える法律問題について円滑な解決を図ります。	○犯罪被害者等が抱える法律問題の円滑な解決を図るため、弁護士による無料法律相談を実施	55	○長野県弁護士会との協定により令和4年9月に無料法律相談制度を創設し、弁護士による無料法律相談を実施 ・相談件数：1件	人権・男女共同 参画課
23	長野県多文化共生相談センターにおける相談対応等	県内に住む外国人が安心して生活できるよう、多言語による相談に応じ、適切な窓口につながるごとに、必要な情報提供を行います。中国語、ポルトガル語、タガログ語等、15の言語による対応が可能です。	○県内に住む外国人が安心して生活できる環境を整備するため、外国人県民等からの生活に関する相談対応や情報発信等を実施	18, 102	○長野県多文化共生相談センターの運営 ・相談件数：1,937件（15言語に対応） ○市町村外国人窓口担当者研修会の実施 ・実施回数：6回 ○出張相談会の実施 ・実施回数：10回	文化政策課 多文化共生・パスポート室
24	指定被害者支援要員による付添い、情報提供等	あらかじめ指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を行うほか、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介を行うなどする指定被害者支援要員制度の積極的な活用を図ります。	○指定被害者支援要員の積極的な活用 ○指定被害者支援要員を対象とした研修、教育の充実		○事件発生直後から各種情報提供や付添い支援等、指定被害者支援要員による支援を実施 ・対象者数：223人	警察本部 警務課
25	「被害者の手引」の作成等刑事手続等に関する情報提供の充実	犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努めます。	○「被害者の手引き」を改訂し、対象者に確実に配布させるための施策を推進（刑事企画課） ○対象事件の被害者又は被害者遺族等に対して配布する「交通事故にあわれた方とその御家族のために」の一部内容を見直し作成し、各警察署に配布（交通指導課）	106	○「被害者の手引き」を改訂するとともに、本部事件主管課及び警察署に対して、令和4年9月29日付け事務連絡「改訂版「被害者の手引き」の配布について」を发出し、交付要領について周知（刑事企画課） ・作成部数：900部 ○「交通事故にあわれた方とその御家族のために」の作成し、各警察署へ配布（交通指導課） ・作成部数：700部	警察本部 刑事企画課・交通指導課
26	交通事故に係る相談対応	交通事故相談所による相談を実施するとともに、示談や損害賠償請求等にかかる情報提供を行います。相談員の更なる専門性の向上に努め、的確に助言します。	○交通事故相談員による交通事故被害者等からの交通事故の様々な問題や悩み、疑問などの相談に応じた説明や助言等の実施	13, 439	○面談（巡回相談）、電話相談等を実施 ・相談件数639件（面談120件、電話相談519件）	くらし安全・消費生活課
27	児童虐待における相談及び一時保護	県内の5か所の児童相談所が、児童虐待に係る相談業務（市町村への専門的・技術的助言・職員研修、専門的知識・技術を要する相談対応等）を行います。また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。	○児童相談所による児童虐待をはじめとする子どもの各般にわたる諸問題の相談対応、指導助言及び保護・支援の実施 ○児童虐待及びDVに関する通告、通報に24時間・365日電話で対応	206, 003	○児童相談所の運営 ・児童に関する相談件数：5,991件 ・児童の一時保護（委託）：748名 ○児童虐待・DV24時間ホットライン ・相談件数：1,475件	こども・家庭課 児童相談・養育支援室



連番 (再掲)	長野県犯罪被害者等支援推進計画		実施状況等			担当課
	施策	施策の概要	R5事業内容	当初予算額 (千円)	R4事業実績	
28	女性相談センターにおけるDV被害等に係る相談及び一時保護	女性相談センター及び保健福祉事務所において、配偶者等からの暴力や、帰省先がない、離婚したいなど、生活上の諸問題について相談に応じます。 また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。	○女性相談センター及び保健福祉事務所によるDVをはじめとする女性の各般にわたる諸問題の相談対応、助言等の実施 ○児童虐待及びDVに関する通告、通報に24時間・365日電話で対応	64,671	○女性相談センターにおいてDV被害者等の相談に応じ、必要な助言・支援の実施 ・相談件数：1,972件 ○女性の一時保護及び自立支援等の実施 ・保護委託(一時保護委託及び緊急避難支援、本人)：98名 ○ひとり親家庭の生活全般に関する相談、DV被害者等の女性からの相談への適切な助言、支援の実施 ・母子・父子自立支援員の相談件数：1,093件 ・女性相談員等の相談件数：2,871件 ○児童虐待・DV24時間ホットライン ・相談件数：1,475件	こども・家庭課 児童相談・養育 支援室
29	スクールカウンセラーによる相談支援	公認心理師・臨床心理士など「心の専門家」をスクールカウンセラーとして学校等に配置・派遣し、犯罪被害に遭った児童生徒や保護者に対しカウンセリング等により心のケアを行います。あわせて、教職員等に対し支援に関する助言を行います。	○全ての公立義務学校(529校)及び県立高等学校(82校83キャンパス)、特別支援学校(18校)に対応 ○児童生徒及びその保護者等を対象とした相談・支援 ○教職員を対象とした助言・援助・研究等 ○専門機関との連携支援に関する助言・援助 ○緊急対応カウンセリングの実施 ○オンラインカウンセリングなど子どもの居場所における支援の実施	244,406	○全ての公立義務学校(535校)及び県立高等学校(82校83キャンパス)、特別支援学校(18校)に対応 ○児童生徒及びその保護者等を対象とした相談・支援 ○教職員を対象とした助言・援助・研究等 ○専門機関との連携支援に関する助言・援助 ○緊急対応カウンセリングの実施 ○オンラインカウンセリングなど子どもの居場所における支援の実施 ○スクールカウンセラーによる相談 ・総相談時間：39,612時間 ・相談者数：17,383名	心の支援課
30	いじめ等の相談に関する解決に向けた支援	子ども支援センターにおいて、児童生徒や保護者からのいじめ等に関する相談に対し、助言、適切な関係機関の紹介等により、悩み等の解決・解消に向けた支援を行います。	○いじめ、体罰等の人権侵害に悩み苦しむ子どもたちに寄り添いつつ、適切な相談、救済につなげるため、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例に基づき、必要な支援を実施	14,247	○子ども支援センターを運営し、相談対応を実施 ・相談件数：1,010件	こども・家庭課 児童相談・養育 支援室
31 (12)	男女共同参画センターにおける配偶者等からの暴力に関する相談及び情報提供等【再掲】	配偶者等からの暴力に関する相談に専門家が対応します。あわせて、関係機関、団体の紹介や保護命令制度に関する情報提供、利用の援助を行います。また精神的被害を受けた被害者に対し、カウンセリングを実施します。	○女性及び男性が、生活の中で抱える悩みや家庭・地域・職場での人間関係等についての相談対応の実施	2,224	○女性及び男性が、生活の中で抱える悩みや家庭・地域・職場での人間関係等についての相談対応の実施 ・女性相談(電話・面接相談、カウンセリング、法律相談)：1,569件 ・男性相談(電話相談)：106件	人権・男女共同 参画課
32	被害少年等が相談しやすい窓口等の情報提供	被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、ウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知・広報を図ります。	○少年相談電話「ヤングテレホン」等の相談窓口の周知・広報及び相談対応	-	○各種広報媒体の活用や非行防止教室実施の機会に併せて少年相談窓口を周知・広報 ・相談件数(ヤングテレホン)：75件	警察本部 人身安全・少年 課
33	高次脳機能障害の相談及び支援普及	事故や病気などにより脳を損傷し、社会生活などに支障をきたしている高次脳機能障害のある方及びその家族の相談に応じ、社会復帰及び就労復帰に向けた総合支援を行います。	○高次脳機能障害者への支援を行うため、支援拠点機関を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い高次脳機能障害者に対する支援体制を整備	2,417	○支援拠点機関(佐久総合病院、健和会病院、桔梗ヶ原病院、長野県立総合リハビリテーションセンター)における相談対応 ・相談件数：2,506件 ○支援者養成研修会の実施 ・参加者数：485名 ○当事者向け研修会の実施(期間限定の動画配信) ・申込件数：314件	障がい者支援課
34	障がい者虐待防止に向けた取組み	市町村職員や障がい者福祉施設従事者等を対象に、障がい者虐待防止や権利擁護に関する研修を実施するほか、長野県障がい者権利擁護(虐待防止)センターにおいて障がい者虐待に関する相談に応じ、虐待の早期発見及び対応やその後の適切な支援が図られるように努めます。	○障がい者への虐待の早期発見や適切な支援等を図るため、関係機関・団体を対象に研修を実施するほか、障がい者権利擁護センターにおいて相談業務を実施	5,288	○障がい者権利擁護(虐待防止)センターにおいて障がい者虐待等に関する相談対応 ○事業所向け研修会の実施 ・総参加者数：913名 ○市町村職員向け研修会の実施 ・総参加者数：69名	障がい者支援課
35 (13)	「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」における支援【再掲】	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」では、総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減しその健康の回復を図ります。 相談業務や心身回復支援(医療機関等の紹介、受診時の付き添い、医療費の補助等)、警察への付き添い、相談員の育成等を行います。 被害者には、誰にも相談できない方が多く存在することから、効果的な広報啓発を行い、「りんどうハートながの」の社会的認知度の向上を図ります。 また、多様化する相談に対応できるよう医療機関との連携を充実させます。	○電話、メール、面談により被害者の状況やニーズを丁寧に把握するとともに、支援の選択肢を示しながら支援をコーディネートし、必要な支援を行う関係機関に確実につなぐ。また、各種支援時における被害者の負担をできる限り軽減するため、医療機関等との連携の充実を図る ○被害者に寄り添った適切な支援を実施できるよう、支援員向けの研修会等を開催するとともに、内閣府等が開催する研修等に参加 ○リーフレット等の作成・配布等による広報啓発を行い、センターの認知度向上を通じた被害の潜在化の防止及び性暴力に関する正しい知識の普及を図る	20,523	○窓口で24時間・365日相談を受付、各種支援の実施、提携医療機関の拡大 ・新規相談件数：113件(うち21件については直接支援(面談、医療支援、心理的支援、法的支援等)を実施) ・飯田市立病院と協定を締結(R4.11.1) ○支援員向けの研修会の開催等 ・研修の開催：4回 ・内閣府等開催の研修等への参加：5回 ○リーフレットの作成・配布 ・30,000部作成し、県機関、市町村、学校、医療機関等に配布 ※QRコード・全国共通ダイヤルの追加、AV出演被害に関する情報追加に伴いデザインを変更	人権・男女共同 参画課
36	性犯罪被害相談電話「#8103」(ハートさん)等相談窓口の利便性向上	性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103」(ハートさん)等の相談窓口に関する広報等により、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努めます。	○性犯罪相談電話「#8103」相談窓口の周知	46	○関係機関・団体において性犯罪被害相談電話「#8103」相談窓口のポスターを掲示し、各種イベント等においてチラシやポケットティッシュを配布	警察本部 警務課



連番 (再掲)	長野県犯罪被害者等支援推進計画		実施状況等			担当課
	施策	施策の概要	R5事業内容	当初予算額 (千円)	R4事業実績	
37	医療の安全等に係る相談対応	医療安全支援センターを設置し、患者及びその家族からの医療に関する相談に対し、中立的な立場から助言を行うとともに、他の相談窓口等と連携した情報提供・助言を行います。	○患者及びその家族からの医療に関する相談に対し助言、情報提供を実施	2,899	○患者及びその家族からの医療に関する相談の実施 ・県内医療安全支援センターの相談件数（中核市除く）：694件	医療政策課
38	精神保健の向上に係る相談対応	精神保健福祉センター及び保健福祉事務所への精神保健福祉に係る相談に対し、専門機関としての立場で情報提供、助言を行うことで、地域の精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図ります。	○精神保健福祉業務に従事する市町村及び事業所等の経験の浅い職員を対象とした精神保健福祉担当者基礎研修会を開催することで、基礎知識の習得と相談対応の技術向上を図り、地域における精神保健福祉業務の円滑な推進に寄与	258	○精神保健福祉担当者研修会（オンデマンド形式） ・実施回数：1回 ・受講者数：256人	保健・疾病対策課
39	消費者被害に関する相談対応	消費生活センターにおいて、契約トラブルや悪質商法等の消費者被害に関する相談対応や苦情処理のためのあっせん等を行います。	○消費生活全般に関する苦情相談の内容に応じて、あっせん、他機関紹介、助言等を実施	42,797	○消費生活全般に関する苦情相談を受付 ・苦情相談件数：5,496件	くらし安全・消費生活課
40	労働相談	労使関係、就労相談等労働問題全般についての相談に対し、労働相談員、特別労働相談員による情報提供、助言を行います。	○労使関係の安定と労働条件の安定を図るため、労働相談員、特別労働相談員による労働相談を実施 ○「緊急労働相談窓口」を引き続き設置し、新型コロナウイルスの影響による解雇や雇止め等に関する相談に対応	17,339	○労使の個別相談に対応し、労使関係の安定と適正な労働条件の確保を図るため、労働相談員等を労政事務所に配置し、労働相談を実施 ○新型コロナウイルス対応として、解雇や雇止めにあわれた方等からの相談に応じる「緊急労働相談窓口」をR2.6に設置 ・労働相談件数：1,720件	労働雇用課
41	ひとり親家庭の自立に向けた支援	ひとり親家庭の自立を支援するため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活及び経済的支援等の相談を受けるとともに、県下4地域に就業支援員を配置し、就業相談や、公共職業安定所と連携した就業情報の提供等の就業支援を実施します。 また、ひとり親家庭の自立と生活基盤の一層の安定を図ることを目的とし、専門資格を取得するために養成機関で修業する場合の生活費及び教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成します。加えて、就業に有利な資格等を取得するための講習会を開催します。	○福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活及び経済的支援等の相談を実施するほか、県下4地域に就業支援員を配置し、就業相談や、公共職業安定所と連携した就業情報の提供等の就業支援を実施 ○専門資格を取得するために養成機関で修業する場合の生活費及び教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成 ○就業に有利な資格等を取得するための講習会を開催	75,948	○ひとり親家庭の生活全般に関する相談の実施 ・母子・父子自立支援員の相談件数：1,093件 ○専門資格取得に係る費用の助成等 ・高等職業訓練促進給付金等支給人数：15名 ・自立支援教育訓練給付金支給人数：7名 ○就業に有利な資格等を取得するための講習会 ・ひとり親家庭等就業支援講習会（パソコン講習会）参加人数：23名	こども・家庭課
42	生活困窮者の自立に向けた支援	生活に困窮している方の自立を支援するため、市と連携してワンストップ型の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぼ」を設置（県7所、市17所、共同設置2所）し、相談者が抱える生活課題の解決に向けて、生活改善や就労等の支援プランを立て、寄り添いながら継続的に支援します。 また、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や、居住の確保が必要な方に対する給付金の支給等の支援を行います。	○生活困窮者の自立を支援するため、郡部における生活困窮者への自立相談支援の実施、住居確保給付金の給付を実施するほか、家計改善支援、就労準備支援等の幅広い支援を実施 ○相談支援員の資質向上のため、まいさぼの相談支援員（市設置まいさぼの相談員を含む）に対する研修を実施	253,097	○自立相談支援事業（郡部）の実施 ・新規相談件数：839件 ・就労、増収者数：115名 ○まいさぼ相談員への研修の実施 ・実施回数：6回 ・総参加者数：133名	地域福祉課
<b>(2) 損害賠償請求に関する情報の提供</b>						
43 (22)	弁護士による無料法律相談【再掲】	被害者等支援に精通している弁護士による初回の法律相談を無料で受けられる体制を構築し、犯罪被害者等が抱える法律問題について円滑な解決を図ります。	○犯罪被害者等が抱える法律問題の円滑な解決を図るため、弁護士による無料法律相談を実施	55	○長野県弁護士会との協定により令和4年9月に無料法律相談制度を創設し、弁護士による無料法律相談を実施 ・相談件数：1件	人権・男女共同参画課
44 (13,35)	「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」における支援【再掲】	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」では、被害者の相談に応じて弁護士から法的な助言を受けられるよう、無料法律相談を実施します。	○長野県弁護士会と連携し、法的支援を希望する被害者に弁護士を紹介するとともに、法律相談費用を公費負担する（上限1時間）	20,523	○法的支援 実施回数：4回	人権・男女共同参画課
45	損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介した「被害者の手引」等の冊子やパンフレット等の内容の充実を図ります。	○「被害者の手引き」の内容充実、作成	106	○「被害者の手引き」を作成し、各警察署へ配布（刑事企画課） ・作成部数：900部 ○「交通事故にあわれた方とその御家族のために」を作成し、各警察署へ配布（交通指導課） ・作成部数：700部	警察本部 警務課・刑事企画課 交通指導課
46 (26)	交通事故に係る相談対応【再掲】	交通事故相談所による相談を実施するとともに、示談や損害賠償請求等にかかる情報提供を行います。相談員の更なる専門性の向上に努め、的確に助言します。	○交通事故相談員による交通事故被害者等からの交通事故の様々な問題や悩み、疑問などの相談に応じた説明や助言等の実施	13,439	○面談（巡回相談）、電話相談等を実施 ・相談件数639件（面談120件、電話相談519件）	くらし安全・消費生活課
47 (39)	消費者被害に関する相談対応【再掲】	消費生活センターにおいて、契約に至った経過や被害の状況を聞き取り、それに応じた、損害賠償の請求に係る専門家（弁護士や司法書士、紛争解決の支援を行う業界団体等）を紹介し、迅速な被害救済のための助言を行います。	○迅速な被害回復を要する相談等について、弁護士、司法書士や紛争解決の支援を行う業界団体等を紹介	42,797	○消費生活全般に関する苦情のうち、迅速な被害回復を要する相談等について、他機関を紹介 ・他機関を紹介した相談件数 169件	くらし安全・消費生活課
48	暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援	公益財団法人長野県暴力追放県民センター、弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等の充実を図ります。	○暴力団関係者に対する損害賠償請求もあり得る事件や相談を被害者等から認知した際、長野県暴力追放県民センター、民事介入暴力対策委員会の弁護士らと相談検討して訴訟も視野に支援	-	○暴力団関係者による事案を認知し、損害賠償請求を視野に民事暴力対策委員会弁護士による相談を実施したが、訴訟には至らず ○令和元年に長野県暴力追放県民センターが訴訟費用を貸付した事案の分割返済が終了	警察本部 組織犯罪対策課
<b>(3) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供</b>						
49	捜査状況等に関する情報提供	捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供できるよう努めます。その際、連絡担当者等を指定し、犯罪被害者等に対する連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるよう、必要な措置を講じます。	○被害者連絡の更なる推進 ・被害者連絡制度運用要綱の改正及び適正運用に向けた指導の推進 ・制度の適正運用を醸成させるための教養の実施 ・警察庁との連携による被害者支援の推進	-	○県下各警察署に対する業務指導において、対象事件に対する被害者連絡の実施状況を確認するとともに、被害者連絡を要する事件や実施要領等について、指導・教養を実施	警察本部 刑事企画課
50 (25)	「被害者の手引」の作成等刑事手続等に関する情報提供の充実【再掲】	犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続、少年保護事件の手続、警察その他の犯罪被害者等支援に関する機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」やパンフレット等を作成し、内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努めます。	○「被害者の手引き」を改訂し、対象者に確実に配布させるための施策を推進（刑事企画課） ○対象事件の被害者又は被害者遺族等に対して配布する「交通事故にあわれた方とその御家族のために」の一部内容を見直し作成し、各警察署に配布（交通指導課）	106	○「被害者の手引き」を改訂するとともに、本部事件主管課及び警察署に対して、令和4年9月29日付け事務連絡「改訂版「被害者の手引き」の配布について」を发出し、交付要領について周知（刑事企画課） ・作成部数：900部 ○「交通事故にあわれた方とその御家族のために」を作成し、各警察署へ配布（交通指導課） ・作成部数：700部	警察本部 刑事企画課・交通指導課



連番 (再掲)	長野県犯罪被害者等支援推進計画		実施状況等			担当課
	施策	施策の概要	R5事業内容	当初予算額 (千円)	R4事業実績	
<b>施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援</b>						
<b>(1) 心身に受けた影響からの回復</b>						
51 (13,35,44)	「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」における支援【再掲】	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」では、総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ります。相談業務や心身回復支援（医療機関等の紹介、受診時の付き添い、医療費の補助等）、警察への付き添い、相談員の育成等を行います。	○電話、メール、面談により被害者の状況やニーズを丁寧に把握するとともに、支援の選択肢を示しながら支援をコーディネートし、必要な支援を行う関係機関に確実につなぐ	20,523	○窓口で24時間・365日相談を受付、各種支援の実施 ・新規相談件数：113件（うち21件については直接支援（面談、医療支援、心理的支援、法的支援等）を実施）	人権・男女共同 参画課
52	カウンセリング費用の公費支出	犯罪被害に起因する精神的被害、不安、悩み事等を抱える被害者等の専門家によるカウンセリング等費用の公費支出制度の周知に努めます。	○犯罪被害に起因する精神的被害、不安、悩み事等を抱える被害者等に、専門家によるカウンセリング等費用及び処方薬料を公費支出することで、被害者等の経済的負担を軽減する	1,355	○カウンセリング等費用（処方薬量を含む）の公費支出 ・対象者数：12人（162件） ・総額：27万6,160円 ○令和4年10月よりカウンセリング等費用に、新たに処方箋料、処方薬料、検査料、入院費用を追加	警察本部 警務課
53 (29)	スクールカウンセラーによる相談支援【再掲】	公認心理師・臨床心理士など「心の専門家」をスクールカウンセラーとして学校等に配置・派遣し、犯罪被害に遭った児童生徒や保護者に対しカウンセリング等により心のケアを行います。あわせて、教職員等に対し支援に関する助言を行います。	○全ての公立義務学校（529校）及び県立高等学校（82校83キャンパス）、特別支援学校（18校）に対応 ○児童生徒及びその保護者等を対象とした相談・支援 ○教職員を対象とした助言・援助・研究等 ○専門機関との連携支援に関する助言・援助 ○緊急対応カウンセリングの実施 ○オンラインカウンセリングなど子どもの居場所における支援の実施	244,406	○全ての公立義務学校（535校）及び県立高等学校（82校83キャンパス）、特別支援学校（18校）に対応 ○児童生徒及びその保護者等を対象とした相談・支援 ○教職員を対象とした助言・援助・研究等 ○専門機関との連携支援に関する助言・援助 ○緊急対応カウンセリングの実施 ○オンラインカウンセリングなど子どもの居場所における支援の実施 ○スクールカウンセラーによる相談 ・総相談時間：39,612時間 ・相談者数：17,383名	心の支援課
54 (38)	精神保健の向上に係る相談対応【再掲】	精神保健福祉に係る相談に対し、専門機関としての立場で情報提供、助言を行うことで、地域の精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図ります。	○精神保健福祉業務に従事する市町村及び事業所等の経験の浅い職員を対象とした精神保健福祉担当者基礎研修会を開催することで、基礎知識の習得と相談対応の技術向上を図り、地域における精神保健福祉業務の円滑な推進に寄与	258	○精神保健福祉担当者研修会（オンデマンド形式） ・実施回数：1回 ・受講者数：256人	保健・疾病対策 課
55 (9)	早期援助団体に対する情報提供制度の運用【再掲】	犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援において犯罪被害者等の秘密が守られること等を十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めます。	○犯罪被害者等早期援助団体（長野県犯罪被害者支援センター）への情報提供	-	○犯罪被害者等早期援助団体（長野県犯罪被害者支援センター）への情報提供 ・情報提供件数：5件	警察本部 警務課
<b>(2) 日常生活の支援</b>						
56 (42)	生活困窮者の自立に向けた支援【再掲】	生活に困窮している方の自立を支援するため、市と連携してワンストップ型の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぼ」を設置（県7所、市17所、共同設置2所）し、相談者が抱える生活課題の解決に向けて、生活改善や就労等の支援プランを立て、寄り添いながら継続的に支援します。また、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や、居住の確保が必要な方に対する給付金の支給等の支援を行います。	○生活困窮者の自立を支援するため、郡部における生活困窮者への自立相談支援の実施、住居確保給付金の給付を実施するほか、家計改善支援、就労準備支援等の幅広い支援を実施 ○相談支援員の資質向上のため、まいさぼの相談支援員（市設置まいさぼの相談員を含む）に対する研修を実施	253,097	○自立相談支援事業（郡部）の実施 ・新規相談件数：839件 ・就労、増収者数：115名 ○まいさぼ相談員への研修の実施 ・実施回数：6回 ・総参加者数：133名	地域福祉課
57 (41)	ひとり親家庭の自立に向けた支援【再掲】	ひとり親家庭の自立を支援するため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活及び経済的支援等の相談を受けるとともに、県下4地域に就業支援員を配置し、就業相談や、公共職業安定所と連携した就業情報の提供等の就業支援を実施。また、ひとり親家庭の自立と生活基盤の一層の安定を図ることを目的とし、専門資格を取得するために養成機関で修業する場合の生活費及び教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成します。加えて、就業に有利な資格等を取得するための講習会を開催します。	○福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活及び経済的支援等の相談を実施するほか、県下4地域に就業支援員を配置し、就業相談や、公共職業安定所と連携した就業情報の提供等の就業支援を実施 ○専門資格を取得するために養成機関で修業する場合の生活費及び教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成 ○就業に有利な資格等を取得するための講習会を開催	75,948	○ひとり親家庭の生活全般に関する相談の実施 ・母子・父子自立支援員の相談件数：1,093件 ○専門資格取得に係る費用の助成等 ・高等職業訓練促進給付金等支給人数：15名 ・自立支援教育訓練給付金支給人数：7名 ○就業に有利な資格等を取得するための講習会 ・ひとり親家庭等就業支援講習会（パソコン講習会）参加人数：23名	子ども・家庭課
58 (13,35,44,51)	「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」における支援【再掲】	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」では、被害者が被害前の生活に近づけるよう、必要に応じて関係機関やカウンセリング・法律相談への付添支援を実施します。	○被害者の意思に基づき、医療支援（緊急避妊、性感染症検査等）、心理的支援（カウンセリング）、法的支援（弁護士による法律相談）、福祉の支援（生活支援等）等を実施する	20,523	○被害者の状況やニーズに応じた各種支援の実施 ・面談：22回 ・医療支援：14回 ・法的支援：4回 ・心理的支援：6回 ・警察との連携：10回 ・その他の機関との連携：27回 計83回	人権・男女共同 参画課
59 (29,53)	スクールカウンセラーによる相談支援【再掲】	公認心理師・臨床心理士など「心の専門家」をスクールカウンセラーとして学校等に配置・派遣し、犯罪被害に遭った児童生徒や保護者に対しカウンセリング等により心のケアを行います。あわせて、教職員等に対し支援に関する助言を行います。	○全ての公立義務学校（529校）及び県立高等学校（82校83キャンパス）、特別支援学校（18校）に対応 ○児童生徒及びその保護者等を対象とした相談・支援 ○教職員を対象とした助言・援助・研究等 ○専門機関との連携支援に関する助言・援助 ○緊急対応カウンセリングの実施 ○オンラインカウンセリングなど子どもの居場所における支援の実施	244,406	○全ての公立義務学校（535校）及び県立高等学校（82校83キャンパス）、特別支援学校（18校）に対応 ○児童生徒及びその保護者等を対象とした相談・支援 ○教職員を対象とした助言・援助・研究等 ○専門機関との連携支援に関する助言・援助 ○緊急対応カウンセリングの実施 ○オンラインカウンセリングなど子どもの居場所における支援の実施 ○スクールカウンセラーによる相談 ・総相談時間：39,612時間 ・相談者数：17,383名	心の支援課



連番 (再掲)	長野県犯罪被害者等支援推進計画		実施状況等			担当課
	施策	施策の概要	R5事業内容	当初予算額 (千円)	R4事業実績	
<b>(3) 安全の確保</b>						
60	非常時通報要領の指導等再被害防止措置の推進	同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と緊密に連携して、再被害の防止に資する情報を再被害防止対象者に適切に提供するとともに、非常時の通報要領、自主警戒の方法等について防犯指導を行います。	○再被害防止措置の更なる推進 ・再被害防止措置の把握と実施状況を踏まえた指導の推進 ・刑事施設等との円滑な連携による再被害防止措置の推進		○当県指定の再被害防止対象者、他県指定の長野県内居住再被害防止対象者について、指定県本部及び管轄警察署と連携・調整 ・再被害防止対象者：3人 ・他県指定の長野県内居住再被害防止対象者：7人	警察本部 刑事企画課
61	一時避難場所宿泊料の公費支出	自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する一時避難場所宿泊料を公費支出します。	○一時避難場所宿泊料の公費支出	94	○一時避難場所宿泊料の公費支出 ・件数：1件（1名、2泊） ・支出額：1万円	警察本部 警務課
62 (20)	地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進【再掲】	捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者等の心情に十分配慮し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進します。	○被害者の要望による訪問・連絡活動等の効果的な実施 ○電話でお金詐欺被害、高齢者交通事故防止対策を視野に入れた巡回連絡の実施 ○子どもに係わる犯罪の未然防止対策		○巡回連絡時に併せ、被害者の心情に配慮した被害者宅への訪問活動を実施 ○巡回連絡時に、高齢者を対象とした電話でお金詐欺被害、交通事故防止等の未然防止活動を実施 ○子どもを対象とした犯罪被害等の防止のため、関係機関や地域住民と連携した安全確保のための見守り活動等の諸対策を実施	警察本部 地域課
63	暴力団等による危害を未然に防止するための保護対策の推進	暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害をうけるおそれのある者を保護対象者として指定し、被害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を發揮した保護対策を推進します。	○暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、被害を受けるおそれの程度に応じ、緊急通報装置貸与・一時避難場所宿泊料公費支出による保護及び支援を実施	315	危害を防止するための必要な措置実績 ○緊急通報装置の運用 ○一時避難場所宿泊料公費支出 ・対象者数：8人（16泊） ・総額：9万710円	警察本部 組織犯罪対策課
64	ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への迅速かつ確な対応	ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等への対応に関し、被害者に危害が加えられる危険性・切迫性の程度に応じ、検挙措置等による加害者の隔離を第一に検討するなど、被害者の安全確保を最優先とした迅速かつ確な対応を推進します。	○一時避難場所宿泊料の公費支出	914	○一時避難場所宿泊料公費支出 ・延べ泊：132件 ・支出額：76万4,171件	警察本部 人身安全・少年課
65 (27)	児童虐待における相談及び一時保護【再掲】	児童の安全確保や状況確認のため保護が必要と判断した場合には、県内5か所の児童相談所が、被虐待児等の一時保護を行います。 また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。	○児童相談所による児童虐待をはじめとする子どもの各般にわたる諸問題の相談対応、指導助言及び保護・支援の実施	190,574	○児童相談所の運営 ・児童に関する相談件数：5,991件 ・児童の一時保護（委託）：748名	こども・家庭課 児童相談・養育支援室
66 (28)	女性相談センターにおけるDV被害等に係る相談及び一時保護【再掲】	要保護女子及び配偶者等からの暴力被害者等が保護を必要とする場合には、女性相談センターが本人の意思に基づき一時保護します。 また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。	○女性相談センターによるDVをはじめとする女性の各般にわたる諸問題の相談対応、助言等の実施 ○児童虐待及びDVに関する通告、通報に24時間・365日電話で対応	31,554	○女性の一時保護及び自立支援等の実施 ・保護委託（一時保護委託及び緊急避難支援、本人）：98名 ○児童虐待・DV24時間ホットライン ・相談件数：1,475件	こども・家庭課 児童相談・養育支援室
<b>(4) 居住の安定</b>						
67	県営住宅における犯罪被害者等の優先入居等	犯罪被害者等で従前の住宅に引き続き入居が難しい場合、県営住宅の入居者選考において、犯罪被害者等を優先的に取り扱うほか、目的外使用により、一時的に県営住宅へ入居できるようにします。	○県営住宅への優先入居等の実施		○犯罪被害者等の優先入居 ・受入れ実績なし（0件）	建築住宅課 公営住宅室
68	県営住宅におけるDV被害者等の優先入居等	DV被害者等で従前の住宅に引き続き入居が難しい場合、県営住宅の入居選考において、DV被害者等を優先的に取り扱うほか、目的外使用により、一時的に県営住宅へ入居できるようにします。	○DV被害者世帯、DV類似被害者世帯を県営住宅の優先入居対象及び単身入居対象の実施		○DV被害者の優先入居 ・受入れ実績：6世帯	建築住宅課 公営住宅室
69	民間賃貸住宅の確保・情報提供	セーフティネット住宅の登録数増加・制度周知を進め、転居を余儀なくされた被害者等のニーズに応じ、民間賃貸住宅の確保・情報提供を実施します。	○犯罪被害者等の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録		○セーフティネット住宅 ・登録戸数：16,462戸	建築住宅課
70 (27,65)	児童虐待における相談及び一時保護【再掲】	児童の安全確保や状況確認のため保護が必要と判断した場合には、県内5か所の児童相談所が、被虐待児等の一時保護を行います。 また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。	○児童相談所による児童虐待をはじめとする子どもの各般にわたる諸問題の相談対応、指導助言及び保護・支援の実施	190,574	○児童相談所の運営 ・児童に関する相談件数：5,991件 ・児童の一時保護（委託）：748名	こども・家庭課 児童相談・養育支援室
71 (28,66)	女性相談センターにおけるDV被害等に係る相談及び一時保護【再掲】	要保護女子及び配偶者等からの暴力被害者等が保護を必要とする場合には、女性相談センターが本人の意思に基づき一時保護します。 また、児童虐待・DV24時間ホットラインを設置し、通告、通報に24時間365日体制で対応します。	○女性相談センターによるDVをはじめとする女性の各般にわたる諸問題の相談対応、助言等の実施 ○児童虐待及びDVに関する通告、通報に24時間・365日電話で対応	31,554	○女性の一時保護及び自立支援等の実施 ・保護委託（一時保護委託及び緊急避難支援、本人）：98名 ○児童虐待・DV24時間ホットライン ・相談件数：1,475件	こども・家庭課 児童相談・養育支援室
72 (42,56)	生活困窮者の自立に向けた支援【再掲】	生活に困窮している方の自立を支援するため、市と連携してワンストップ型の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぼ」を設置（県7所、市17所、共同設置2所）し、相談者が抱える生活課題の解決に向けて、生活改善や就労等の支援プランを立て、寄り添いながら継続的に支援します。 また、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や、居住の確保が必要な方に対する給付金の支給等の支援を行います。	○生活困窮者の自立を支援するため、郡部における生活困窮者への自立相談支援の実施、住居確保給付金の給付を実施するほか、家計改善支援、就労準備支援等の幅広い支援を実施 ○相談支援員の資質向上のため、まいさぼの相談支援員（市設置まいさぼの相談員を含む）に対する研修を実施	253,097	○自立相談支援事業（郡部）の実施 ・新規相談件数：839件 ・就労、増収者数：115名 ○まいさぼ相談員への研修の実施 ・実施回数：6回 ・総参加者数：133名	地域福祉課
<b>(5) 雇用の安定</b>						
73	事業者等への理解の促進	従業員が犯罪被害に遭った場合に生じる職場での影響や、犯罪被害者である従業員が就労を続けられるよう配慮すべきことについて理解を深めるため、経営幹部や人事担当者に向けて、犯罪被害者等支援の重要性を周知します。	○企業向けセミナーなどの機会を活用し犯罪被害者等支援の取組や当事者の声を紹介した啓発物を配布		○企業人権教育推進連絡協議会などの機会を捉えて条例について周知	人権・男女共同参画課
74	就職困難者のための就職サポート事業	障がい者、ひとり親家庭の父母、子育て期の女性、中国帰国者、ひきこもりの状態にある者などの就職困難者の就職支援のため、地域振興局に「女性・障がい者等就業支援デスク」を設置し、求人開拓員が求職者のニーズに沿って、求人開拓から職場定着まで一貫した支援を実施します。	○R4年度で事業終了（R5年度からは「地域就労支援センター事業」へ統合）		○地域振興局（5か所）に求人開拓員を配置し、事業所訪問等による求人開拓及び求職者と事業所とのマッチング、就職後の定着支援等を実施	労働雇用課



連番 (再掲)	長野県犯罪被害者等支援推進計画		実施状況等		担当課	
	施策	施策の概要	R5事業内容	当初予算額 (千円)		R4事業実績
75 (40)	労働相談 [再掲]	労使関係、就労相談等労働問題全般についての相談に対し、労働相談員、特別労働相談員による情報提供、助言を行います。	○労使関係の安定と労働条件の安定を図るため、労働相談員、特別労働相談員による労働相談を実施 ○「緊急労働相談窓口」を引き続き設置し、新型コロナウイルスの影響による解雇や雇止め等に関する相談に対応	17,339	○労使の個別相談に対応し、労使関係の安定と適正な労働条件の確保を図るため、労働相談員等を労政事務所に配置し、労働相談を実施 ○新型コロナウイルス対応として、解雇や雇止めにあわれた方等からの相談に応じる「緊急労働相談窓口」をR2.6に設置。 ・相談件数：1,720件	労働雇用課
76 (42,56,72)	生活困窮者の自立に向けた支援 [再掲]	生活に困窮している方の自立を支援するため、市と連携してワンストップ型の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぼ」を設置（県7所、市17所、共同設置2所）し、相談者が抱える生活課題の解決に向けて、生活改善や就労等の支援プランを立て、寄り添いながら継続的に支援します。 また、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や、居住の確保が必要な方に対する給付金の支給等の支援を行います。	○生活困窮者の自立を支援するため、郡部における生活困窮者への自立相談支援の実施、住居確保給付金の給付を実施するほか、家計改善支援、就労準備支援等の幅広い支援を実施 ○相談支援員の資質向上のため、まいさぼの相談支援員（市設置まいさぼの相談員を含む）に対する研修を実施	253,097	○自立相談支援事業（郡部）の実施 ・新規相談件数：839件 ・就労、増収者数：115名 ○まいさぼ相談員への研修の実施 ・実施回数：6回 ・総参加者数：133名	地域福祉課
77 (41,57)	ひとり親家庭の自立に向けた支援 [再掲]	ひとり親家庭の自立を支援するため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活及び経済的支援等の相談を受けるとともに、県下4地域に就業支援員を配置し、就業相談や、公共職業安定所と連携した就業情報の提供等の就業支援を実施します。 また、ひとり親家庭の自立と生活基盤の一層の安定を図ることを目的とし、専門資格を取得するために養成機関で修業する場合の生活費及び教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成します。加えて、就業に有利な資格等を取得するための講習会を開催します。	○福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、生活及び経済的支援等の相談を実施するほか、県下4地域に就業支援員を配置し、就業相談や、公共職業安定所と連携した就業情報の提供等の就業支援を実施 ○専門資格を取得するために養成機関で修業する場合の生活費及び教育訓練講座を受講する場合の受講料を助成 ○就業に有利な資格等を取得するための講習会を実施	75,948	○ひとり親家庭の生活全般に関する相談の実施 ・母子・父子自立支援員の相談件数：1,093件 ○専門資格取得に係る費用の助成等 ・高等職業訓練促進給付金等支給人数：15名 ・自立支援教育訓練給付金支給人数：7名 ○就業に有利な資格等を取得するための講習会 ・ひとり親家庭等就業支援講習会（パソコン講習会）参加人数：23名	こども・家庭課
78	農業労働者の安定確保支援	農業労働者の労働改善を図るため、農業労働環境改善意識啓発研修会を開催します。	○農業労働環境改善に対する農家等の意識啓発を行うための資料作成及び研修会の開催	-	○適正な受入環境整備に対する農家等の意識啓発を行うため「農業の働き方改革・雇用促進研修会」を開催 ・実施回数1回 ・参加者数109名	農村振興課
<b>(6) 経済的負担の軽減</b>						
79	長野県犯罪被害者見舞金の給付	犯罪被害者等は、被害直後から弁護士の着手金、医療費、葬儀費用等さまざまな費用負担を強いられるため、遺族見舞金60万円、重傷病見舞金20万円を給付し、犯罪被害者等の被害直後における経済的負担を軽減します。	○犯罪被害者等見舞金の給付	8,400	○条例の施行に合わせ犯罪被害者等見舞金給付制度を創設し、県ホームページ等において周知 ・給付実績なし	人権・男女共同参画課
80	犯罪被害給付制度の犯罪被害者等への教示	犯罪被害給付制度について、各種広報媒体等を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底します。	○犯罪被害給付制度の周知と適切な教示及び受理	-	○本部担当者会議、被害者支援専科における教養の実施 ○対象事件の早期把握、対象事件被害者等に対する確実な制度教示、対象事件発生所属及び事件主管課との連携 ・犯罪被害者等給付金申請受理件数：3事件/6件 ・裁定件数：7事件/11件 32,175,013円	警察本部 警務課
81	国外犯罪被害弔慰金等支給制度の犯罪被害者等への教示	国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、各種広報媒体等を活用して周知するとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等への教示を徹底し、その適正な運用に努めます。	○国外犯罪被害弔慰金等支給制度の周知及び適切な教示	-	○各警察施設等におけるパンフレットの掲出	警察本部 警務課
82 (52)	カウンセリング費用の公費支出 [再掲]	犯罪被害に起因する精神的被害、不安、悩み事等を抱える被害者等の専門家によるカウンセリング等費用を公費支出します。	○犯罪被害に起因する精神的被害、不安、悩み事等を抱える被害者等に、専門家によるカウンセリング等費用及び処方薬料を公費支出することで、被害者等の経済的負担を軽減する	1,355	○カウンセリング等費用（処方薬量を含む）の公費支出 ・対象者数：12人（162件） ・総額：27万6,160円 ○令和4年10月よりカウンセリング等費用に、新たに処方箋料、処方薬料、検査料、入院費用を追加	警察本部 警務課
83 (13,35,44,51,58)	「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」における支援 [再掲]	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「性暴力被害者支援センター りんどうハートながの」に相談した被害者が、必要な医療的治療や精神的ケアを受けられるよう、医療機関における診察、治療、投薬等や公認心理士等のカウンセリングを受けた際の費用について、その一部を県が負担します。	○各種支援に係る費用（医療費、カウンセリング費用、法律相談費用）の一部を公費負担	20,523	○各種支援に係る費用の一部を公費負担（公費負担を伴う支援の回数） ・医療支援：14回 ・法的支援：4回 ・心理的支援：6回	人権・男女共同参画課
84 (61)	一時避難場所宿泊料の公費支出 [再掲]	自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する一時避難場所宿泊料を公費支出します。	○一時避難場所宿泊料の公費支出	94	○一時避難場所宿泊料の公費支出 ・件数：1件（1名、2泊） ・支出額：1万円	警察本部 警務課
85	診断書料・死体検案書料等の公費支出	身体犯・性犯罪被害者の診断書料、取得にかかる初診料・再診料等及び司法解剖を伴う死体検案書料を公費支出します。	○医療費、診断書料等の公費支出	1,632	○診断書料等の公費支出 ・件数：87件 ・支出額48万7,245円 ○死体検案書料の公費支出 ・件数：186件 ・支出額：102万3,000円	警察本部 警務課
86	司法解剖後における遺体搬送費用等の公費支出	司法解剖後における遺体搬送費及び遺体修復費等を公費支出します。	○遺体搬送費及び遺体修復費等の公費支出	1,454	○遺体搬送料の公費支出 ・件数：8件 ・支出額：86万9,000円	警察本部 警務課
87	参考人等に対する費用の公費支出	警察の依頼に応じて出頭した参考人等費用を公費支出します。	○警察の依頼に応じて出頭した参考人に対する費用弁償	-	○県下各警察署において支出	警察本部 警務課
88	ハウスクリーニング費用の公費支出	自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する費用を公費支出します。	○ハウスクリーニング費用の公費支出	241	○ハウスクリーニング費用の公費支出 ・0件	警察本部 警務課



連番 (再掲)	長野県犯罪被害者等支援推進計画		実施状況等		担当課	
	施策	施策の概要	R5事業内容	当初予算額 (千円)		R4事業実績
89 (42,56, 72,76)	生活困窮者の自立に向けた支援 [再掲]	生活に困窮している方の自立を支援するため、市と連携してワンストップ型の相談窓口として生活就労支援センター「まいさぼ」を設置（県7所、市17所、共同設置2所）し、相談者が抱える生活課題の解決に向けて、生活改善や就労等の支援プランを立て、寄り添いながら継続的に支援します。 また、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援や、居住の確保が必要な方に対する給付金の支給等の支援を行います。	○生活困窮者の自立を支援するため、郡部における生活困窮者への自立相談支援の実施、住居確保給付金の給付を実施するほか、家計改善支援、就労準備支援等の幅広い支援を実施 ○相談支援員の資質向上のため、まいさぼの相談支援員（市設置まいさぼの相談員を含む）に対する研修を実施	253,097	○自立相談支援事業（郡部）の実施 ・新規相談件数：839件 ・就労、増収者数：115名 ○まいさぼ相談員への研修の実施 ・実施回数：6回 ・総参加者数：133名	地域福祉課
90	高校生等への修学支援	家庭の経済状況にかかわらず、高校生等が安心して教育を受けることができるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金の支給をはじめとする各種支援策の実施・周知を通じて、家庭の経済的負担の軽減を図ります。	○高校生等が安心して教育を受けることができるように高等学校就学支援金等の支給により家庭の経済的負担軽減を実施（県民の学び支援課・私立学校分） ○、公立高等学校の就学に係る経済的負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金及び高等学校等学び直し支援金の支給を実施（高校教育課） ○特に経済的負担を軽減する必要があると認められる者に対して、授業料以外の費用に充てるため、高校生等奨学給付金の支給を実施（高校教育課）	3,568,693 (県民の学び支援課) 4,543,341 (高校教育課)	○私立高等学校等就学支援事業交付金の交付（県民の学び支援課） ・交付人数：12,183名 ○私立高等学校授業料等軽減事業補助金の交付（県民の学び支援課） ・交付人数（授業料）：139名 ・交付人数（入学金）：1,528名 ○私立高等学校等奨学給付金の支給（県民の学び支援課） ・支給人数：1,277名 ○高等学校等就学支援金の支給の実施（高校教育課） ・受給者数：34,898名 ・支給額：3,817,935,509円 ○高等学校等学び直し支援金の支給の実施（高校教育課） ・受給者数：32名 ・支給額：823,139円 ○高校生等奨学給付金の支給の実施（高校教育課） ・受給者数：3,333名 ・支給額：395,726,714円	県民の学び支援課 高校教育課
91	母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の運用	ひとり親等に対し、経済的自立を支援するとともに、その扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的に、修学資金及び生活資金等の資金の貸付けを行います。	○修学における授業料等の貸付や就業の際に要する支度の資金の貸付、失業しているひとり親の生活資金等の貸付	460,854	○ひとり親の生活資金等の貸付 ・件数：145件 ・総額：102,192,981円	こども・家庭課
92	生活福祉資金貸付制度の運用	低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、生活の立て直しに向けた相談支援を行うとともに、無利子・低利子の生活資金等の貸付けを行います。	○低所得者、障害者及び高齢者世帯に対して、生活再建のための総合支援資金、福祉資金、教育支援資金等を貸し付けるとともに、民生委員等を通じて必要な援助指導を実施 ○県社会福祉協議会を実施主体、市町村社会福祉協議会を窓口としている	31,716	○令和4年度 生活福祉資金貸付実績(県社協) ・総合支援資金:9件 3,020,000円 ・福祉資金:134件 35,412,000円 ・教育支援資金:93件 53,969,000円	地域福祉課
93	生活保護の実施	生活に困窮する方に最低生活の保障と自立の助長を図るため、その困窮の程度に応じ、資産・能力等あらゆるものの活用を前提として必要な保護を行います。	○生活に困窮する方に最低生活の保障と自立の助長を図るため、その困窮の程度に応じ、資産・能力等あらゆるものの活用を前提として必要な保護を実施	2,185,513	○生活に困窮する方に最低生活の保障と自立の助長を図るため、その困窮の程度に応じ、資産・能力等あらゆるものの活用を前提として必要な保護を実施	地域福祉課
94	住民税の所得控除	盗難に遭い損失が発生した場合、保険金額で補填された部分を除き、一部の金額を所得金額から控除します。	○盗難による損失を生じた場合、地方税法第34条第1項第1号及び同法第314条の2第1項第1号の規定により、保険金等で補填された部分を除き一部の金額を控除することができる	-	○盗難による損失を生じた場合、地方税法第34条第1項第1号及び同法第314条の2第1項第1号の規定により、保険金等で補填された部分を除き一部の金額を控除することができる ※住民税の所得控除については、市町村が行う事務であり、県では実績を把握していない	市町村課 税務課
95	自動車税の課税保留制度の運用	自動車が盗難被害を受けた場合、その被害を受けた日から3か月以上経過しても発見されないとき、盗難被害を受けた月の翌月から課税を保留します。	○自動車が盗難被害を受けた場合、その被害を受けた日から3か月以上経過しても発見されないとき、盗難被害を受けた月の翌月から課税を保留	-	実施件数：1件	税務課



連番 (再掲)	長野県犯罪被害者等支援推進計画		実施状況等			担当課
	施策	施策の概要	R5事業内容	当初予算額 (千円)	R4事業実績	
<b>施策の柱4 県民の理解の増進</b>						
<b>(1) 県民の理解の増進</b>						
96	「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な広報啓発の実施	「犯罪被害者週間」の期間において、広く県民に犯罪被害者等の置かれている状況、支援の必要性や民間支援団体の意義や支援活動についての理解促進を図るため、関係機関と連携し各種研修会の開催のほか、広報誌やホームページ等各種広報媒体を活用した啓発を実施します。	○県庁ホンデリングプロジェクトや啓発パネル展示、長野駅でのティッシュ、相談窓口チラシ等配布の実施	-	○県庁ホンデリングプロジェクトの実施 ・日時：令和4年11月25日 ・場所：長野県庁 ○犯罪被害者週間に併せ、長野駅前における広報啓発活動の実施	人権・男女共同 参画課 警察本部警務課
97	人権啓発センターにおける出前講座等の実施	人権啓発センター職員等が、自治会等に赴き、犯罪被害者等に係る人権課題についての講座を行い、犯罪被害者等に対する理解の促進を図ります。	○地域住民の要望に応じて犯罪被害者等の人権に関する学習会等に講師を派遣	-	○犯罪被害者等の人権に関する学習会等に講師を派遣 ・派遣回数：1回（聴講人数：30名）	人権・男女共同 参画課
98 (73)	事業者等への理解の促進【再掲】	職場における二次被害を防止するため、県内の事業者、事業者団体に対し啓発パンフレットを配布し、犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めます。	○企業向けセミナーなどの機会を活用し犯罪被害者等支援の取組や当事者の声を紹介した啓発物を配布	-	○企業人権教育推進連絡協議会などの機会を捉えて条例について周知	人権・男女共同 参画課
99 (13,35,44,51,58,83)	「性暴力被害者支援センターりんどうハートながの」における支援【再掲】	被害者には、誰にも相談できない方が多く存在すると考えられることから、効果的な広報啓発を行い、「りんどうハートながの」の社会的認知度の向上を図ります。また、「りんどうハートながの」の活動内容と併せて、「被害者は何も悪くない」などのメッセージの周知に努め、県民の理解促進を図ります。	○リーフレット等の作成・配布等による広報啓発を行い、センターの認知度向上を通じた被害の潜在化の防止及び性暴力に関する正しい知識の普及を図る	20,523	○リーフレットの作成・配布 ・30,000部作成し、県機関、市町村、学校、医療機関等に配布 ※QRコード・全国共通ダイヤルの追加、AV出演被害に関する情報追加に伴いデザインを変更	人権・男女共同 参画課
100	消費者教育の実施	広報誌や啓発資料等により消費生活情報の提供を行い、特殊詐欺や悪質商法等の被害防止に努めます。あわせて、被害者は家族等にも相談できず、支援が遅くなることがあるため、被害者に対する周囲の人の声かけや専門家への早期の相談の重要性について周知します。	○広報誌、啓発資料、ホームページ、出前講座等において最新の被害事例、対処法及び相談先を紹介し消費者トラブルや電話でお金詐欺（特殊詐欺）の被害防止に努める。また、被害者に対する声かけや専門家への早期の相談の重要性についても周知。	13,297	○広報誌、啓発資料等を作成、配布 ・広報誌（くらしまる得情報） ・若者や高齢者をターゲットとした啓発ポスター、リーフレット等 ・ホームページ掲載 ○被害防止に向けた出前講座を実施	くらし安全・消費生活課
101	広く県民等に向けた犯罪被害者等支援の広報・啓発	犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等支援の必要性についての理解促進を図るとともに、二次被害を防止するための広報・啓発に取り組みます。	○人権啓発センター広報誌に犯罪被害者等支援の取組や当事者の声を掲載し、市町村や関係機関を始め、スポーツイベント等の様々な機会を捉えて配布	-	○県ホームページにおける犯罪被害者等支援に係る掲載内容の充実 ○長野県人権フェスティバル2022において、犯罪被害者等支援に係るパネルディスカッションを実施 ・日時：令和4年12月10日 ・方法：オンライン、オンデマンド ・視聴回数：約2.5万回	人権・男女共同 参画課
102	各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施	関係機関や民間被害者支援団体と連携し、犯罪被害者等や性犯罪被害者等被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況、交通事故被害者等の現状等を踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の意識・活動等について周知するとともに、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を推進します。	○関係機関・団体と連携した街頭キャンペーン等による広報啓発活動 ○広報啓発用パンフレットの作成やウェブサイト上への犯罪被害者等支援施策の掲載による各種施策の周知と被害者支援への理解の増進	-	○犯罪被害者週間におけるパネル展示、リーフレットの配布等による被害者支援活動等に関する広報啓発活動の実施 ○広報用ポスター・パンフレットの作成と県下各警察署、スーパー等におけるポスターの掲示	警察本部 警務課
<b>(2) 学校における教育</b>						
103	「命の大切さを学ぶ教室」の開催等	中学生・高校生等を対象に犯罪被害者等の講演等による「命の大切さを学ぶ教室」を開催するなどし、中学生等の犯罪被害者等への配慮、協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努めます。	○教育委員会等の関係機関と連携した「命の大切さを学ぶ教室」の開催 ○「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールへの積極的な参加募集	-	○教育委員会等と連携した「命の大切さを学ぶ教室」の開催 ・開催回数：65回 ・受講者数：10,102人 ○「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクールへの参加及び審査員奨励賞の受賞 ・県下応募作品：183点 ・審査員奨励賞受賞1点	警察本部 警務課
104	犯罪被害者等の人権教育の推進	犯罪被害者とその家族にかかる人権課題を、人権教育推進上取り上げる様々な人権課題の一つとし、県内全ての学校や地域における人権教育の推進に努めます。	○条例の周知や犯罪被害に遭われた当事者の家族を講師として派遣していくことを進めていくとともに、授業実践例等を紹介	3,398	○学校人権教育研修会（県下5地区で開催）などの機会を捉えて条例について周知 ○人権教育講師派遣事業にて犯罪被害に遭われた当事者の家族を講師として3校に派遣	心の支援課
105 (12,31)	男女共同参画センターにおける配偶者等からの暴力に関する相談及び情報提供等【再掲】	犯罪被害を未然に防ぐため、児童・生徒に向けたデートDV防止に関する講座を開催する学校への講師派遣や、教職員を対象とした指導者向けのセミナー等を開催します。	○地域や家庭における男女共同参画の促進、DV防止、女性のエンパワーメントやワーク・ライフ・バランスに関する講座や、教職員を対象とした向けの男女共同参画を取り巻く情勢と地域の課題を踏まえたセミナー等の開催	3,386	○講座、研修、セミナー等の開催 ・実施回数：34回	人権・男女共同 参画課